令和7年10月 適正化巡回指導項目別調査結果

区分	重点	評価点	調査事項	指導 件数		(否)率 (%)	順位
I. 事業計画等			1.主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	122	6	4.9	
			2.営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	122	11	9	
			3.自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	122	6	4.9	
			4.乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適切か。	122	4	3.3	
		1	5.乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	121	3	2.5	
			6.届出事項に変更はないか(役員・社員・特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等) (本社巡回に限る)。	86	1	1.2	
			7.自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	106	0	0	
			8.名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	107	0	0	
Ⅱ. 帳票類の 整備、報告等		1	1.事故記録が適正に記録され、保存されているか。	56	1	1.8	
			2.自動車事故報告書を提出しているか。	3	0	0	
		1	3.運転者台帳が適切に記入等され、保存されているか。	122	5	4.1	
		1	4.車両台帳が整備され、適切に記入等されているか。	122	2	1.6	
			5.事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか(本社巡回に限る)。	98	14		(8)
		1	1.運行管理規程が定められているか。	122	1	0.8	
	0		2.運行管理者が選任され、届出されているか。	104	2	1.9	
		1	3.運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	101	10	9.9	
Ⅲ. 運行管理等			4.事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	107	0	0	
	0	3	5.過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割りが作成され、 休憩時間、睡眠のための時間が適切に管理されているか。	122	29	23.8	4
		3	6.過積載による運送を行っていないか。	103	1	1	
	0		7.点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	123	22	17.9	(5)
		_	8.乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	123	6	4.9	
		1	9.運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	102	9	8.8	
		1	10.運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	19	2	10.5	(10)
	0	3	11.乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	122	13	10.7	9
	0	2	12.特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	88	38	43.2	(1)
	0	2	13.特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	88	27	30.7	3
Ⅳ. 車両管理等		1	1.整備管理規程が定められているか。	105	0	0	
	0		2.整備管理者が選任され、届出されているか。	105	1	1	
		1	3.整備管理者に所定の講習を受けさせているか。	100	15	15	(7)
		1	4.日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適切に行っているか。	122	4	3.3	$\overline{}$
	0	3	5.定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が 保存されているか。	122	19	15.6	6
Ⅴ. 労基法等		1	1.就業規則が制定され、届出されているか。	61	0	0	
		1	2.36協定が締結され、届出されているか。	100	3	3	
		1	3.労働時間、休日労働について違法性はないか(運転時間を除く)。	106	5	4.7	
	0	3	4.所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適切にされているか。	122	51	41.8	
VI. 法定福利			1.労災保険・雇用保険に加入しているか。	115	6	5.2	
			2.健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	118	11	9.3	
Ⅶ. 運輸安全 マネジメント		2	1.運輸安全マネジメントの実施は適切か。 において調査する38項目中〇印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階	107	0	0	

※「重点」の項目は、巡回時において調査する38項目中〇印の9項目です。否がある場合は総合評価が1段階下がる判定となります。

※「評価点」の項目は、太枠の25項目であり、安全性評価事業(Gマーク)の点数で合計40点です。

巡回種別/評価区分	А	В	С	D	E	その他	合計
通 常	28	39	21	80	2	0	98
新 規(新規参入)	2	1	1	0	0	0	4
新 規(新設営業所)	1	1	0	0	0	0	2
特 別(労基通報による乗務時間調査)	0	0	0	0	0	1	1
特 別(支局監査後の改善確認)	0	0	0	0	0	0	0
個 別(5両未満の霊柩事業者)	0	0	0	0	0	18	18
合 計	31	41	22	8	2	19	123
比 率	25%	33%	18%	7%	2%	15%	100%